

## ○桜井宇陀広域連合特別職の給料及び旅費に関する条例

〔平成9年3月31日〕

条例第20号

改正 平成19年3月30日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、桜井宇陀広域連合の特別職の職員に対して支給すべき給料及び旅費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で特別職に属する職員（以下「職員」という。）とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長

(給与)

第3条 職員に対して支給する給料の額は、別表第1のとおりとする。

(旅費)

第4条 職員がその職務のため出張したときは、別表第2に定める額を旅費として支給する。

(支給方法その他)

第5条 給料及び旅費の支給方法等については、一般職に属する職員の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19年3月30日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	給 料 年 額
広 域 連 合 長	50,000円
副 広 域 連 合 長	40,000円

別表（第4条関係）

区 分	旅 費					
	鉄 道 賃	船 賃	航空賃	車 賃 〔1キロメ ートルに つき〕	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
広域連合長	1等運賃 〔ただし、等 級のないも のは実費〕	上級の運賃 〔ただし、等 級を3階級 に区分する ものは中級 の運賃、等 級のないも のは実費〕	実 費	37円	2,600円	13,000円
副広域連合長	〃	〃	〃	37円	2,600円	13,000円